

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	後期高齢者医療保険料事務及び後期高齢者医療給付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東かがわ市は、後期高齢者医療保険料及び後期高齢者医療給付に関する事務において、特定個人情報の取扱いに際し、個人のプライバシー等の権利権益に影響を与える特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東かがわ市長

公表日

令和6年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険料事務
②事務の概要	後期高齢者医療保険料に関する通知、収納管理、徴収事務 後期高齢者医療の被保険者に係る療養費、高額療養費等の支給 還付金の支給に際しては、公金受取口座の利用を希望した場合に限り、当該者の公金受取口座情報を取り扱う。
③システムの名称	後期高齢者医療システム 後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム) 団体内統合宛名システム 中間サーバシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項、別表第1第59項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条 高齢者の医療の確保に関する法律第56条、第57条、第58条、第64条、第74条、第75条、第77条、第78条、第82条から第86条まで及び第104条から第115条まで、東かがわ市後期高齢者医療に関する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法別表第1(59) 番号法別表第2(3、4、5、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、81、82、87、93、97、106) 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第43条の2の2 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第25号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	長寿保健課
②所属長の役職名	長寿保健課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847-1 東かがわ市役所 市民部 長寿保健課 Tel0879-26-1360
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847-1 東かがわ市役所 市民部 長寿保健課 Tel0879-26-1360

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[○] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[○] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
8. 監査			
実施の有無	[] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数・計数時点	平成26年9月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数・計数時点	平成26年9月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	—	評価書のとおり	事後	
令和5年12月25日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要		還付金の支給に際しては、公金受取口座の利用を希望した場合に限り、当該者の公金受取口座情報を取り扱う。	事後	公金受取口座を利用した還付金の支給に関する情報連携に伴い追記が生じるもの
令和5年12月25日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	後期高齢者医療システム	後期高齢者医療システム 後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム) 団体内統合宛名システム 中間サーバシステム	事後	公金受取口座を利用した還付金の支給に関する情報連携に伴い追記が生じるもの
令和5年12月25日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠		番号法 第9条第1項、別表第1第59項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条	事後	公金受取口座を利用した還付金の支給に関する情報連携に伴い追記が生じるもの
令和5年12月25日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠		番号法第19条第8号 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第43条の2の2 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第25号	事後	公金受取口座を利用した還付金の支給に関する情報連携に伴い追記が生じるもの
令和5年12月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数・計数時点	平成31年4月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	
令和5年12月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数・計数時点	平成31年4月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健課	長寿保健課	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健課長	長寿保健課長	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847-1 東かがわ市役所 市民部 保健課 Tel0879-26-1229	〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847-1 東かがわ市役所 市民部 長寿保健課 Tel0879-26-1360	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847-1 東かがわ市役所 市民部 保健課 Tel0879-26-1229	〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847-1 東かがわ市役所 市民部 長寿保健課 Tel0879-26-1360	事後	
令和6年4月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和5年12月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和5年12月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	